

ビジットやまぐち推進事業（令和7年度インバウンド観光客向け バスツアー商品造成・販売）業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 目的

本県は、欧米豪からのインバウンド需要が高い広島県に隣接しているにもかかわらず、広島県を訪れた外国人観光客の取込は十分にできていない。

このため、広島県を発着する外国人観光客向け日帰りバスツアーを造成・販売することにより、本県東部を来訪・周遊する手段を整備し、外国人観光客の誘致実現を図ることを目的に実施するものである。

本実施要領は、上記情報発信を行う者を選定するために行う提案の応募について、必要な事項を定める。

2 委託業務

(1) 業務名

ビジットやまぐち推進事業（令和7年度インバウンド観光客向け
バスツアー商品造成・販売）業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度インバウンド観光客向けバスツアー商品造成・販売
業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約形態

委託契約とする

(4) 委託料上限額

4,000千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

但し、予算の都合により上限に達さない金額で契約をする場合がある。

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

この企画に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公募の日から企画提案書の提出までのいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

5 企画提案手続き等に関する事項

(1) 企画提案への参加意向確認

この要領に基づく企画提案の参加意向について、「企画提案参加意向確認書」（別紙様式1）及び「会社概要」（様式任意 既存のパンフレット等可）を令和7年5月30日（金）午後5時までに、下記あてに提出すること（メール可。ただし、必ず、送信後、電話で確認を行うこと。）。

山口県国際観光推進協議会 担当 中谷

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化部 インバウンド推進室内

電話：083-933-3230

E-mail：yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 企画提案の方法

応募資格を有し、応募を希望する事業者は、次に掲げる書類を5部(正本1部、副本4部)提出すること。

- ①企画提案提出書(別紙様式2)
- ②企画提案に関する調書(任意様式)
- ③活動費用積算内訳書(任意様式)
- ④参考資料(企業としての特性を示す資料)

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

5(2)に掲げる書類を、企業名、所在地、担当者名、電話番号を明記の上、令和7年6月9日(月)午後5時(必着)までに、持参又は郵送により提出すること。(提出先は5(1)に同じ。)

(4) その他

- ①提案は、1業者につき1提案とする。
- ②書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ③この要領に基づき提出された提案書類については返還しない。
- ④提出された書類内容の追記及び修正は認めない。
- ⑤使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得したものを特定する方法とする。なお、応募が1者の場合でも審査を行うものとする。

(2) 評価項目

別紙「審査項目及び評価基準 項目及び配点」により、総合的に評価を行うこととする。

(3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して文書により通知する。

7 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問書」（別紙様式3）を令和7年6月4日（水）午後3時までにメールにより受け付ける（宛先は5（1）に同じ）ものとし、回答は、個別の質問の場合を除き、「企画提案参加意向確認書」（別紙様式1）を提出した者全員にメールにて行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

審査項目及び評価基準 項目及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 全体		
業務内容の理解度 及び業務遂行安定 性	10	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の目的を十分理解した提案となっているか。 ○業務遂行能力があるか。 ○業務実施体制を確立しているか。 ○業務実施スケジュールは適切か。
2 各論		
コース設定の考え 方及び内容	25	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県への誘客につながる工夫が施されているか。 ○立ち寄り・食事箇所や時間配分など利用者の満足度の高いコース内容となっているか。 ○コース内容に対して適正な販売価格が設定されているか。
広報宣伝及び販売 促進	20	<ul style="list-style-type: none"> ○販売に結び付く広報宣伝になっているか。 ○コースの魅力が伝わる広報宣伝としているか。 ○広報宣伝及び販売促進に係るスケジュールが具体的に示されているか。
目標設定	15	<ul style="list-style-type: none"> ○自走を見据えた適正な乗車人数の目標設定が明確に示されているか。 ○県内有料施設、飲食店等の利用による適切な地域消費額が明確に示されているか。
自走に向けた見通 し	10	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務で造成した商品の来年度以降の自走計画が明確に示されているか。 ○自走の可否の判断に役立つアンケート内容となっているか。 ○アンケートに記入してもらう工夫が施されているか。
提案内容の独自性	10	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の目的実現又は効果拡大に向けた独自の提案があるか。
3 参考見積書	10	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか。
合計	100	

採点区分

各項目について評価し、合計 100 点満点で採点する。